

新たな建設生産システム の構築に向けて

平成17年以降の公共事業を巡る談合事件等を契機とした、指名競争から一般競争への入札・契約制度の転換と急激な適用拡大は、低入札工事の急増など、それまでの建設生産システムでは対応しきれないさまざまな問題を引き起こしました。

こうした環境の変化に適応する建設生産システムの再構築が急務として、国土交通省では、平成18年5月「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」（以下「懇談会」という）を設置し、発注者責任の観点から、建設生産システムのあり方および諸課題への対応方針についての検討が進められ、そして同年9月に発表された懇談会「中間とりまとめ」において、国土交通省直轄工事における発注者の責任と建設生産システムのあり方の基本的な方向（大・中・小の三つの循環）が示されました。

懇談会では、この「中間とりまとめ」を踏まえ、今後の施策の進め方＝ロードマップを作成するとともに、掘り下げた検討を行うために三つの専門部会（企業評価、品質確保、および設計・施工プロセス専門部会）を設置し、併せて既存の二つの委員会等（公共工事における総合評価方式活用検討委員会、設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会）を活用して、その中で個別課題の検討が続けられ、第7回懇談会（平成21年4月）における各専門部会等の活動の報告と今後の検討体制についての議論を経て、21年度からは懇談会を再編し、建設生産システムの生産性向上に向けた検討をさらに進めていくこととなりました。

今回の特集では、懇談会各専門部会、委員会等における検討結果とその取り組みを紹介しながら、建設生産システムの今後の方向性について読者のみなさんと考えてみたいと思います。

新しい建設生産システムの構築について —「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける 発注者責任に関する懇談会」「企業評価専門部会」の 報告及び懇談会の今後の検討体制について—

国土交通省大臣官房技術調査課

は た の ま さ き

課長補佐 波多野 真樹

1. はじめに

公共事業は、国民生活、経済活動を支える公共施設の整備・監理を行うものであり、効果的かつ効率的に事業を実施し、信頼性の高い施設を整備する上で、事業に関する計画、調査・設計、維持管理という建設生産システムの各段階を通じ、様々な社会的要請を踏まえながら継続的に調査・

設計や工事の調達を行う発注者の役割は、極めて重要である。

国土交通省における建設生産システムは、昭和30年代に、直営工事から請負工事へと大きく変更されて以降、大きな変更はなされていないが、昨今、設計や施工における品質確保に関する様々な問題が顕在化する中、現在の建設生産システムとそれに関連する発注者の責任が問われている。

そうした背景を踏まえ、国土交通省においては、平成18年5月に「国土交通省直轄事業の建設

国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会

（委員長：小澤一雅東大院教授）

今後の直轄工事における発注者責任や建設生産システムのあり方について検討

企業評価専門部会（委員長：高野伸栄北大院准教授）

成績や体制を重視する企業の評価の仕組みづくりについて検討

設計・施工プロセス専門部会（委員長：福田昌史高知工科大教授）

設計や施工の検査・評価に係る仕組みづくりについて検討

品質確保専門部会（委員長：福田昌史高知工科大院教授）

発注方法の最適化や情報の共有化・活用に関して検討

公共工事における総合評価方式活用検討委員会（委員長 小澤一雅東大院教授）

工事における総合評価方式の実施状況をフォローアップし、ガイドラインの改善を検討

設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会（委員長：小澤一雅東大院教授）

設計コンサルタント業務等成果の向上に資する諸方策や様々な課題を解決するための方策を検討

図—1 これまでの検討体制について

生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」(委員長：小澤一雅(東京大学大学院工学系研究科教授)，以下「懇談会」という)を設置するとともに、個別施策について専門的な観点からの検討を行うため、「企業評価専門部会」(部会長：高野伸栄(北海道大学大学院工学研究科准教授))、「品質確保専門部会」(部会長：福田昌史(高知工科大学客員教授))、「設計・施工プロセス専門部会」(部会長：福田昌史(同))の三つの専門部会を設置し、発注者責任の観点から、建設生産システムの在り方及び諸課題への対応方針について幅広く検討を進めてきていただいたところである(図-1)。

本稿においては、平成20年度の懇談会における検討結果のうち、企業評価専門部会のとりまとめについて報告するとともに、平成21年度からの国土交通省における建設生産システムの生産性向上に向けた検討体制案について紹介する。

2. 競争参加資格審査の方向性について

企業評価専門部会は、透明性・競争性の高い調達制度を前提に、良い仕事をした企業が受注機会を拡大する等企業の実績や努力が報われるように、受注者選定に適切に反映される仕組み(中循環)を構築するための具体的な取り組みについて、専門的に検討することを目的に平成18年10月に設置され、主に平成21・22年度の競争参加資格審査の方向性について検討を行い、平成19年度末に以下の基本的な考え方を整理した。

(1) 格付けの枠組み

技術評価点数のない企業が経営事項評価点数のみで上位等級に格付けされる場合があることから、等級区分のある工事種別においては、技術評価点数が0点の企業は最下位等級に位置付ける(例えば、一般土木であればDランクに)。

(2) 技術評価点数の算定式

平成19・20年度の競争参加資格審査における技術評価点数の算定式は、工事規模が支配的な要素となっている傾向にあるため、工事成績評定をより重視した評価となるように見直す。また、直轄工事においては実績がないものの、都道府県発注工事において優れた実績のある企業の新規参入を促進するため、都道府県の工事成績評定についても加味する(図-2)。

(3) 経過措置について

上記の方向性を踏まえた改正に伴う経過措置として、平成21・22年度の資格審査に限り、従前の等級から変更した企業については、希望により従来の等級に留まることができるようにする。

なお、上記の方向性については、平成20年2月から約1カ月間、業界団体等を通じて意見募集も行った。

3. 競争参加資格審査の結果について

国土交通省においては、上記の方向性を踏まえ、平成20年12月より競争参加資格審査の申請受付を開始し、建設会社から提出された申請書を基に、上記審査方法に照らして厳正に審査を行い、本年4月1日より新たな有資格者名簿を適用している。

なお、経過措置の取扱いについては、以下の理由から見直しを行った。

- ① 前回審査で最低等級ではなかったが、今回審査で技術評価点数が0点となる会社が、資格審査を希望する会社全体の約5%にのぼること。
- ② 意見募集においても、
 - 1) 公共事業が減少する中で、受注実績を上げられない会社が増加しており、参入機会の拡大を図る方策が必要。
 - 2) 少なくとも4年間に1件以上の受注実績が必要なため、等級を維持しようとするれば、無理な受注や不必要な入札参加が増加する恐れ

〔現在(平成19・20年度)の技術評価点数の算定式〕

技術評価点数 =

$$\sum \{ ([\text{成績評定}] - 65) \times [\text{技術的難易度}] \times [\text{工事規模}] \times [\text{総合評価}] \times [\text{部局係数}] \times [\text{調整係数}] \} \\ + \sum \{ [\text{技術的難易度}] \times [\text{工事規模}] \times [\text{総合評価}] \times [\text{部局係数}] \}$$

〔見直し案〕

技術評価点数 =

$$\sum \{ ([\text{成績評定}] - 65) \times [\text{技術的難易度}] \times \text{Log}[\text{工事規模}] \times [\text{総合評価}] \times [\text{部局係数}] \\ \times [\text{調整係数}] \times [\text{直近係数}] \} \\ + \sum \{ [\text{技術的難易度}] \times \text{Log}[\text{工事規模}] \times [\text{総合評価}] \times [\text{部局係数}] \\ \times [\text{調整係数}] \times [\text{直近係数}] \} \\ + \sum \{ ([\text{成績評定}] - \text{成績評定平均点}) \times \text{Log}[\text{工事規模}] \times [\text{部局係数}] \times [\text{直近係数}] \}$$

※ — : 提案し、施工(落札)した者 — : 提案し、落札できなかった者 — : 他の公共発注機関の実績
赤字: 平成19・20年度の算定式から見直した指標 青字: 新たに追加した指標

【成績評定】 工事成績評定点。直轄工事は65点を控除する。
地方公共団体は各団体の平均点を控除する。

【技術的難易度】

工事技術的 難易度	I	II	III	IV	V	VI
係数 (下段: 見直し案)	1.0	1.2 ↓ 1.25	1.4 ↓ 1.5	1.6 ↓ 1.75	1.8 ↓ 2.0	2.0

【工事規模】 最終請負金額を百万円で除した数値。対数値として用いる。

【総合評価】 総合評価方式(標準型及び高度技術提案型)における評価結果(加算点)を反映。

$$【\text{総合評価}】 = 1 + 【\text{得点率}】 (1.0 \sim 2.0)$$

$$【\text{得点率}】 = \text{得点} / \text{加算点}$$

【部局係数】

	工事請負金額	部局係数	
		現行	見直し案
当該地方支分部局 が発注した工事	全工事	1.0	1.0
	7億9,000万円以上	1.0	1.0
他の地方支分部局 が発注した工事	2億円以上 7億9,000万円未満	0.5	0.5
	2億円未満	0.2	0.5
地方公共団体の実績		—	0.1

【調整係数】 低入札価格調査対象者で、かつ工事成績65点未満の場合に「2」を乗じる。
地方公共団体の成績評定平均点以下の工事の場合は「0」を乗じる。

【直近係数】

実績工事	係数	
	現行	見直し案
直近2年以内の完成工事	1.0	2.0
直近2年超 4年以内の完成工事	1.0	1.0

図－2 技術評価点数の算定式

がある。

といった意見があった。

- ③ 現下の民需の大幅な冷え込みや緊急総合対策等による公共工事の増加等といった経済情勢を勘案する必要がある。

上記を踏まえ、急激な等級の変更は現時点においては影響が大きいものと考え、技術評価点数が0点であっても従前の等級に留まることができる(つまり、経過措置の適用が受けられる)ものとした。

なお、上記の見直しを含む平成21・22年度の競争参加資格審査の結果については、平成21年4月21日に開催した懇談会で報告しているので、詳細は懇談会のHPをご参照いただきたい(<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/portal.html>)。

4. 競争参加資格審査の今後の課題

平成21・22年度の競争参加資格審査において

公共事業の品質確保の促進に関する懇談会

➤ 工事だけでなく、調査・設計業務を含め、「入口」から「出口」を通じて公共事業の品質確保に関する諸施策について検討

企業評価検討部会

➤ 工事に係る競争参加資格審査等における企業の技術的な評価等の仕組みづくりについて検討

□➡ H21は、H21・22競争参加資格審査のフォローアップを行い、次回審査に向けて検討

生産性向上検討部会

➤ 設計や施工の検査・評価や施工段階における三者会議、ワンデーレスポンス、設計変更に関する受発注者間の情報共有等の仕組みづくりについて検討

□➡ H21は、既存ツールの運用の改善に加え、設計変更の一層の適正化に向けた検討

総合評価方式の改善等の品質確保に関する検討部会

※品質確保専門部会と総合評価方式活用検討委員会を統合

➤ 工事における総合評価方式の改善策の検討及び公共構造物の建設・管理に関する発注方法の最適化等について検討

□➡ H21は、総合評価方式の試行に関する評価及び新しい発注方法に関する検討

調査・設計等分野検討部会

➤ 設計コンサルタント業務等成果の向上に資する諸方策や様々な課題を解決するための方策を検討

□➡ H21は、総合評価方式等の試行に関する評価及び低入札対策や設計共同体の活用等に関する検討

※名称は全て仮称

図－3 平成21年度からの新たな検討体制（案）について

は、多くの改正を行った。そのため、今後、それらの改正の主旨が十分に達成されたか等について検証を行うとともに、次回（平成23・24年度）の改正に向けた検討を早急に着手したいと考えている。

主な検討課題として、以下の項目を想定している。

- ① 直轄工事と県工事の実績のウエイトや優良な工事实績の線引きの考え方
- ② 工事規模と工事成績の適切なバランスとなる計算式の在り方
- ③ 技術評価点数0点の企業＝最下位等級と扱ってよいのか
- ④ 次回の経過措置の考え方
- ⑤ 周知方法や周知期間

5. 今後の検討体制について

先述のとおり、国土交通省においては、建設生

産システムに係る諸課題の解決に当たっては、懇談会の検討を踏まえ適切に対応してきたところであるが、検討すべき諸課題が、工事だけではなく調査・設計業務を含めた視点での議論が必要となっていることや、工事において総合評価方式が原則実施されているため、発注方法を検討するに当たり、総合評価方式は密接不可分な要素となっている。

そのため、これまで「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」（委員長：小澤一雅（同））や「建設コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会」（委員長：小澤一雅（同））において検討されてきた内容を含め、公共事業の品質確保に関する幅広い課題について検討する場の設置が必要となってきたことから、平成21年度からは「公共工事の品質確保の促進に関する懇談会（仮称）」に衣替えし、建設生産システムの生産性向上に向けた検討をさらに進めて参りたいと考えている（図－3）。